

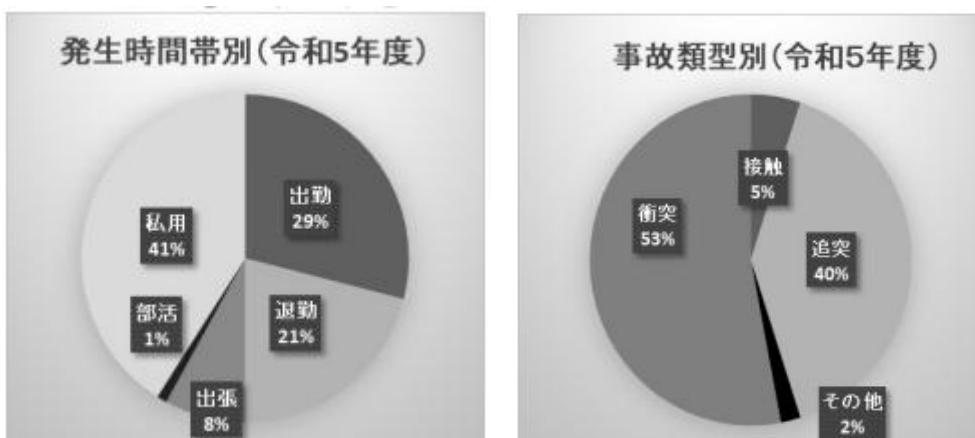
服務倫理委員会だより No.2

文責：副校長 豊田 邦久 R7. 4. 30

【速度超過・交通加害事故防止について】

自動車を運転する上では、様々なリスクを意識した備えが必要ですが、通勤や公務において運転する機会が多い教職員にあっては、その意識をより高める必要があります。無免許や無車検・無保険が許されないことは当然ですが、自動車運転に関する自らの状況について、高い説明責任が求められます。出退勤・出張時に速度超過ならびに交通加害事故を未然に防止するために、「ゆとり」のある運転を心掛けたほしいと思います。「ゆとり」のある運転のためには、「三つの10」(10分早めの出発、10パーセント減速、十分な車間距離)の実践が有効です。

令和5年度 交通加害事故の発生時間帯と事故類型別



未然防止のポイント

- 出勤・退勤を急ぐ気持ちや目的地への集合時間までの到着を急いで焦る気持ちが原因となっていることを踏まえ、出退勤をはじめ、私用での運転の際にもゆとりをもった出発時間を心掛けるようにする。
- 速度が出やすい場所を把握する。
- 速度超過について行政・刑事処分が重く設定されているのは、重大な結果をまねく事故を抑止するためであることを理解する。
- 「摘発されない工夫」をするのではなく、制動距離や衝突時の衝撃への影響をよく理解する。
- 「ゆとり」のある出発を心がける。
※「三つの10」(10分早めの出発、10パーセント減速、十分な車間距離)の励行
- 「危険がないと思われる状況」でも注意を高める。
※「だろう運転」ではなく「かもしれない運転」の励行
- 児童生徒等が運転する自転車に注意する。

「運転中の「ながらスマホ」が厳罰化！

～違反点数が3倍、反則金も高額に！一発免停も！～

近年、運転中の「ながらスマホ」による交通事故が増加しています。「ちらっと画面を見るくらいなら大丈夫」と思うかもしれません、その一瞬の油断が悲惨な交通事故を招いています。こうした中、道路交通法が改正され、令和元年12月1日から、運転中の「ながらスマホ」に対する罰則が厳しくなりました。運転中にスマホ等を使用しなければならないときは、必ず安全な場所に停車してからにしましょう。 (政府広報オンラインより)